

平成26年2月18日

総務大臣
新藤義孝様

特別区長会
会長 西川 太一郎

社会保障・税番号制度の円滑な導入のための緊急要望

社会保障・税番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための極めて重要な社会基盤である。そのため、制度の導入には万全を期す必要があるが、制度の詳細が未定であるため、システム改修の仕様確定や経費算定が遅滞しており、調達方針の決定が困難な状況である。また、制度導入に係る財政負担、運用負担についても明らかにされていない。

番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、国の責任において、次の事項について積極的な措置を講じること。

- 1 既存システムの改修を含め、システムやネットワークの導入に係る費用については、財源を地方交付税によらず、国の責任において全額保障する措置を講じ、地方に新たな負担が生じないようにすること。
- 2 早期にシステムの仕様を公表するとともに、制度の導入・運用に関するガイドラインを示す等、速やかに情報提供を行うこと。
- 3 区市町村の事務軽減に配慮し、地方と十分協議するとともに、システム改修等の十分な準備期間を確保すること。
- 4 導入にあたって、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、個人番号カードの無償交付等により、普及促進を行うこと。
- 5 活用範囲の拡大は、情報セキュリティに配慮しつつ、国民の理解と合意形成を踏まえて行うこと。
- 6 土曜・休日等に開庁を行う区市町村窓口の事務に支障のないよう、関連するシステムの休日稼働及び稼働時間の延長を行うこと。